



平成 29 年 2 月 10 日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請書及び
原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

当社は本日、敦賀発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請及び原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を原子力規制委員会に提出しました。

敦賀発電所 1 号機については、今後の廃止措置に向け、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、平成 28 年 2 月 12 日に廃止措置計画認可申請書を、同年 8 月 31 日に原子炉施設保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しています。

(平成 28 年 2 月 12 日、8 月 31 日 お知らせ済み)

その後の審査状況を踏まえ、廃止措置計画認可申請については、敦賀発電所 2 号機に影響を及ぼさないよう廃止措置を実施する旨の追記や、使用済燃料プール水喪失時における燃料の健全性等の評価を、添付書類として追加する等の補正を行っています。また、原子炉施設保安規定認可申請についても、必要な事項を追加する等の補正を行っています。

当社では引き続き、原子力規制委員会の審査に適切に対応してまいります。

添付資料：敦賀発電所 1 号機 廃止措置計画認可申請等の補正書の概要

以 上

敦賀発電所 1 号機 廃止措置計画認可申請等の補正書の概要

1. 廃止措置計画認可申請の補正書（以下、主なものを記載。）

- (1) 敦賀発電所 2 号機に影響を及ぼさないよう廃止措置を実施する旨を追記
施設の解体に当たっては、敦賀発電所 2 号機の保安のために必要な施設（可搬型
重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む）の機能に影響を及ぼ
さないことを確認した上で工事を実施することを追記しました。
- (2) 使用済燃料プール水喪失時における燃料の健全性等の評価を添付書類として追加
使用済燃料プールの水が全て喪失した場合でも、使用済燃料の健全性等に影響を
与えないことを評価していましたが、その評価内容を添付書類として追加しまし
た。
- (3) 維持管理対象設備に対する維持台数の追記及び維持期間の明確化
維持管理対象設備について、維持管理に必要な機能・性能及び維持期間を明確に
するとともに、必要な維持台数を追記しました。

2. 原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書

廃止措置計画認可申請の補正とあわせて、敦賀発電所 2 号機に影響を及ぼさないよう
廃止措置を実施する等、必要な事項を追加するとともに、記載内容の明確化及び適正化
を行いました。

以 上